

(仮称) 宇都宮市空き家等に関する条例（骨子素案）に盛り込む内容

現段階において条例に盛り込む内容（骨子素案）を記載しており、市民の皆様のご意見を参考に議論を重ねることを目的に作成したものであり、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

No.	条例に盛り込む事項	内 容
1	条例の目的	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、空き家等の適正管理や有効活用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命若しくは身体又は財産への被害を防止し、良好な生活環境の保全及び安全安心な魅力ある地域社会の実現に寄与するものとしします。
2	用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> この条例で用いる用語を以下の通り定義します。 (1)空き家 市内に所在する建築物（附属する工作物を含む。）及びその敷地で、現に人が使用していないことが常態であるもの又はこれに類する状態にあるものをいいます。 (2)空き地等 市内に所在する空き地（宅地化された状態の土地）で、現に使用されていないもの若しくはこれに類する状態にあるもの等をいいます。 (3)空き家等 空き家及び空き地等をいいます。 (4)所有者等 空き家等を所有する者及び管理する者をいいます。 (5)市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し若しくは通学する者又は地域活動団体やその他の団体・法人をいいます。 (6)管理不全な状態 市民生活に悪影響を及ぼす次に掲げる状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア 空き家の外壁及び屋根等の一部が剥落又は破損している状態 イ 空き家の窓及び扉が破損し、不特定者の侵入が可能な状態 ウ 空き家等において雑草が繁茂している状態 エ 空き家等から繁茂した雑草及び樹木が隣地にはみ出している状態又は道路等にはみ出して交通に支障がある状態 オ 空き家等から衛生害虫等又は悪臭が発生している状態 カ 空き家等に廃棄物が投棄されている状態 キ その他市民生活へ悪影響を及ぼすことが明らかであると市長が認める状態 (7)危険な状態 管理不全な状態が悪化し又は次に掲げる状態が認められ、市民等の生命若しくは身体又は財産に被害が及ぶおそれのある状態をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ア 空き家が老朽化等により、倒壊のおそれのある状態 イ 風雨、地震等の自然現象により、空き家に用いられた建材等が飛散または崩落するおそれのある状態 ウ その他市民等の生命若しくは身体又は財産に被害が及ぶ事態が発生していることが明らかであると市長が認める状態
3	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 市、所有者等及び市民等は、空き家等が管理不全な状態や危険な状態になることが、地域住民の良好な生活環境を阻害し、安全安心を妨げ、引いては地域の魅力の低下を招く重大な問題であるということを認識し、各々が協働により、空き家等の適正管理や有効活用に取り組み、良好な生活環境の保全及び安全安心な魅力ある地域社会の実現に努めるものとしします。
4	市の責務	<ul style="list-style-type: none"> 市は、管理不全な状態等の空き家等の防止及び解消並びに有効活用に関する施策を実施するとともに、市民等又は所有者等に対し、必要な支援を行うこととしします。

No.	条例に盛り込む 事項	内 容
5	所有者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等は、自らの責任と負担において、空き家等を管理不全な状態等にならないよう、適正に管理しなければならないこととします。
6	市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民等は、市民同士の連携・協力により、空き家等の適正管理や有効活用に取り組むとともに、管理不全な状態等である空き家等があると認めるときは、市に情報提供するよう努めるものとします。
7	民事による解決との関係	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、管理不全な状態等である空き家等の問題につき、民事による解決を図ることを妨げるものではありません。
8	空き家等の有効活用等	<ul style="list-style-type: none"> 市は、空き家等が地域の資源として有効活用され、居住の促進や良好な居住環境の形成、コミュニティの維持など、本市の目指すまちづくりに資するよう努めるものとします。 所有者等は、空き家等を積極的に有効活用するよう努めるものとします。
9	調査	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、市民等から情報提供があったとき、又は管理不全な状態等と認められるときは、空き家等の現況把握並びに所有者等の特定のために必要な調査を行うことができるものとします。 この場合、職員を空き家等に立入調査をさせることができるものとします。
10	助言又は指導	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、空き家等が管理不全な状態等であると認めるときは、所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導することができるものとします。
11	勧告	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、指導に従わない所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講じるよう勧告することができるものとします。
12	命令	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、勧告を受けた所有者等が従わず、空き家等が危険な状態にあるときは、期限を定めて、必要な措置を講じるよう命ずることができるものとします。
13	公表	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、命令を受けた所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、所有者等の氏名及び住所等を公表することができるものとします。
14	罰則	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、命令を受けた所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、過料を科すことができるものとします。
15	代執行	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、命令を受けた所有者等が必要な措置を講じないときは、行政代執行法に基づく代執行を行うことができるものとします。
16	緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、空き家等が危険な状態で、対応に緊急を要する場合であり、所有者等に対し命令を行う時間的余裕がなく、かつ、公益的観点から危険を回避するためにやむを得ないと認めるときに限り、必要最小限の範囲で、その危険を回避するための措置を講ずることができるものとします。 この場合、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとします。
17	応急代行措置	<ul style="list-style-type: none"> 市長は、空き家等が危険な状態で、指導等を受けた所有者等から正当な理由の申出があった場合、所有者等の同意を得た上で、必要最小限の措置を所有者等に代わって行うことができるものとします。 この場合、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとします。

No.	条例に盛り込む 事項	内 容
18	意見聴取機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、危険な状態や危険回避が必要な事態になった空き家等に対する措置を行うにあたっては、意見を聴取する機関を設置し、意見を聴取することができることとします。
19	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請することができることとします。
20	関係法令の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長は、必要があると認めるときは、本条例の目的の範囲内で関係法令を適用し、必要な措置を講じることができることとします。